

日本看護倫理学会会則実施細則

- 第1条 この実施細則は、日本看護倫理学会会則第28条に基づき、日本看護倫理学会の運営に必要な事項を定める。
- 第2条 日本看護倫理学会会則第6条および第7条の規定に基づき、本学会理事会における会員の選考は、次の基準により行う。
2. 正会員の選考は次の各号の一つに該当する者について行う。
 - (1) 看護倫理に関連する研究実績または教育・臨床実践に実績がある者
 - (2) 理事または評議員1人の推薦を得た者
 3. 賛助会員の選考は、看護および保健医療の分野において貢献している個人あるいは団体とする。
- 第3条 本学会の正会員の会費は、年額10,000円とする。
2. 本学会の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とし、1口以上とする。
- 第4条 年次大会長は企画委員会を組織する。
2. 年次大会企画委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 大会長
 - (2) 理事 1名以上
 - (3) 大会長が必要と認めた会員
- 第5条 編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。
2. 編集委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。
 - (1) 理事 2名
 - (2) 評議員 2名
 - (3) 正会員 若干名
 3. 編集委員長は、理事会で選出された編集担当理事をもってあてる。
 4. 編集委員の任期は3年とし再任を妨げない。
- 第6条 理事会は、必要に応じ委員会を設けることができる。
2. 理事会は、委員会担当理事を推薦する。
 3. 委員長は、理事会で選出された理事をもってあてる。
 4. 委員は数名の評議員をもってあてる。
 5. 委員長は、必要に応じて会員を委員に加えることができる。
 6. 委員の任期は3年とし再任を妨げない。
- 第7条 評議員会および総会の議事録（案）の承認は、議長ならびに議事録署名人により行われるものとする。
- 第8条 実施細則改正は、理事会で審議し決定する。
- 第9条 本学会の事務局を下記に置く。
〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター
株式会社国際文献社内
- 附則 この実施細則は、平成20年6月15日から施行する。
- 附則 この細則の改正は、平成21年6月6日から施行する。
- 附則 この細則の改正は、平成22年2月21日から施行する。

- 附則 この細則の改正は、平成 23 年 10 月 29 日から施行する。
- 附則 この細則の改正は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。
- 附則 この細則の改正は、平成 27 年 8 月 8 日から施行する。
- 附則 この細則の改正は、平成 27 年 10 月 31 日から施行する。
- 附則 この細則の改正は、平成 28 年 7 月 18 日から施行する。